

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部管理課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長北管委第11号
委 託 業 務 名 称	高月支所庁舎エレベーター保守管理業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市高月町渡岸寺160番地
業 務 の 概 要	高月支所庁舎昇降機設備の保守管理業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	580,800円
契 約 の 相 手 方	[所在地又は住所] 草津市矢倉二丁目4番23号 [商号又は名称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社 滋賀支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	支所に設置してある昇降機の製造・設置業者で、遠隔操作による監視も行っており、非常時において迅速な対応が可能のため、当該業者を契約相手として選定した。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをとするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをとするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをとするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>